○常磐大学大学院学則

制　　定　1989年３月17日　認可日
最近改正　2021年１月28日　理事会

目次

第１章　総則（第１条～第６条）
第２章　学年、学期および休業日（第７条～第９条）
第３章　入学、休学、復学、退学、転学、転研究科および除籍（第10条～第23条）
第４章　教育課程および履修方法（第24条～第31条の２）
第５章　修了要件および学位（第32条～第34条）
第６章　入学金、在籍料およびその他の納付金（第35条～第38条の２）
第７章　科目等履修生、委託生、研究生および外国人学生（第39条～第42条）
第８章　賞罰（第43条・第44条）
第９章　研究・教育施設（第45条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　常磐大学大学院（以下「本大学院」という。）は、建学の精神に則り、人間に関する多面的な学術の理論および応用を研究・教授し、その深奥をきわめ、国際化、情報化および少子高齢化の進む社会において、広く文化の進展に寄与することを目的とする。

（自己点検および評価）

第１条の２　本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行うものとする。

②　前項の点検および評価の方法等については、別に定める。

（研究科および専攻）

第２条　本大学院に、次の研究科および専攻を置く。

１　人間科学研究科　人間科学専攻

２　看護学研究科　看護学専攻

（課程）

第３条　本大学院に、修士課程および博士課程（後期）を置く。

②　修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うものとする。

③　博士課程（後期）は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うため、またはその他高度に専門的な業務に従事するために必要な一層高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

（研究科の教育研究上の目的）

第３条の２　各研究科における教育研究上の目的は、次のとおりとする。

１　人間科学研究科

（１）専攻分野について自立した研究者として研究活動を推進し、その成果をもって学術および文

化の振興に寄与できる研究者および教育者を養成する。
（２）専門的な職務に従事するために必要な研究能力および専門的知識を身につけて、社会の各分野で活動して社会一般の福祉の増進に寄与できる専門的職業人を養成する。
２　看護学研究科
（１）専攻分野について研究活動を推進し、その成果をもって看護系高度専門職業人の養成を担う将来の研究者および教育者を養成する。
（２）看護職者リーダーとして専門的な職務に従事するために必要な知識やスキルを身につけて、保健医療分野における多様なニーズに対応し、複雑化する疾病の予防と地域住民の健康増進に寄与できる高度専門職業人を養成する。
（修業年限および在学年限）
第４条　修業年限は、修士課程を２年とし、博士課程（後期）を３年とする。
②　在学できる最長年限は、修士課程を４年とし、博士課程（後期）を６年とする。
（長期履修学生）
第４条の２　学長は、前条の規定にかかわらず、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを申し出た者があるときは、その計画的な履修を認めることができる。
②　前項の規定により、修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に履修することが認められた学生を「長期履修学生」という。
③　前２項に規定するもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。
（学生定員）
第５条　本大学院の学生定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
人間科学研究科	人間科学専攻	修士	10人	20人
		博士（後期）	2人	6人
看護学研究科	看護学専攻	修士	6人	12人

（研究科委員会）
第６条　本大学院の研究科に研究科長を置き、修士および博士（後期）の各課程別に研究科委員会を設ける。
②　研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
１　入学および課程の修了
２　学位の授与
３　前２号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
③　研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長および研究科長その他の研究科委員会が置かれる組織の長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
④　前２項に規定するもののほか、研究科委員会に関する事項は、別に定める。

第２章　学年、学期および休業日

（学年）

第７条　本大学院の学年は、４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（学期）

第８条　１学年の授業は、35週を基準とし、１学年を分けて次の２学期とする。

１　春セメスター　４月１日から９月23日まで

２　秋セメスター　９月24日から翌年３月31日まで

②　前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、春セメスターの終期および秋セメスターの始期を変更することができる。

（休業日）

第９条　本大学院の休業日を、次のとおり定める。

１　日曜日

２　土曜日

３　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

４　創立記念日（１月25日）

５　春季休業日（３月１日から３月31日まで）

６　夏季休業日（８月１日から９月23日まで）

７　冬季休業日（12月23日から翌年１月７日まで）

②　前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、臨時に休業日を設け、または休業日を変更し、もしくは休業日としないことができる。

第３章　入学、休学、復学、退学、転学、転研究科および除籍

（入学の時期）

第10条　入学の時期は、学年の初めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと研究科委員会の議を経て学長が認める場合には、入学の時期を秋セメスターの始めとすることができる。

（入学することのできる者）

第11条　修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

１　学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者

２　学校教育法第104条第３項の規定より学士の学位を授与された者

３　外国において学校教育における16年の課程を修了した者

４　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

５　文部科学大臣の指定した者

６　学校教育法第102条第２項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

７　本大学院における個別の入学資格審査を経て学長が、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

②　博士課程（後期）に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

１　修士の学位を有する者

2　外国において修士に相当する課程を修了し、修士に相当する学位を有する者

3　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者

4　文部科学大臣の指定した者

5　本大学院における個別の入学資格審査を経て学長が、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（入学志願手続）

第12条　入学志願者は、指定期日までに所定の書類を提出し、所定の入学検定料を納入しなければならない。

②　入学志願手続の時期、方法、書類等については、別に定める。

（入学者の選抜）

第13条　入学を志願する者に対しては、試験を行い、研究科委員会の議を経て、学長が合格者を決定する。

②　入学者の選抜方法については、別に定める。

（入学手続）

第14条　入学選抜の結果合格した者は、指定期日までに誓約書、保証書その他所定の書類を提出し、所定の諸納付金を納入しなければならない。

②　入学手続の時期、方法、書類等については、別に定める。

（入学許可）

第15条　入学手続を完了した者に対し、学長は入学を許可する。

（保証人）

第15条の２　保証人は、父母または独立の生計を営む成人の者で、学生の在学中、その一身に関する事項について、一切の責めに任ずる者でなければならない。

②　保証人が、死亡その他の理由により資格を失ったときは、直ちに新保証人を立て、学長に届け出なければならない。

（住所等の変更）

第15条の３　学生または保証人が、住所および氏名を変更したときは、その旨を学長に届け出なければならない。

（編入学）

第16条　他の大学の大学院学生が、本大学院に編入学を願い出たときは、選考の上、学年の初めに限り許可することがある。

②　前項に定める編入学志願者の手続、選抜、許可等については、本学則の通常の入学志願者に関する規定を準用する。

③　編入学を許可された者の在学年数ならびに既修の授業科目および単位数の本学則上の認定は、研究科委員会の議を経て学長が行う。

（休学）

第17条　学生が、疾病その他やむを得ない事由により満３ヵ月以上就学することができないときは、学長に休学を願い出ることができる。

②　休学の期間は、通算で１年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合には、願い

出により、期間を延長することができる。
③　在学期間に算入しない。
④　休学に必要な事項は、別に定める。
（復学）
第18条　休学期間が満了し、または休学期間中に休学事由が消滅した者が復学しようとするときは、学長に復学を願い出なければならない。
（退学）
第19条　退学しようとする者は、その理由を記して学長に退学を願い出なければならない。
②　退学に必要な事項は、別に定める。
（再入学）
第20条　本大学院を願いにより退学した者が、所定の書類を添えて４年以内に同一研究科に再び入学を希望したときは、欠員がある場合に限り、研究科委員会の議を経て、学長がこれを許可することがある。
②　前項の規定により、再入学を許可された者の既に修得した単位の認定は、研究科委員会の議を経て、学長が行う。
③　再入学を許可された者の取扱いは、第15条によって入学を許可された者に準ずる。ただし、本学則に別段の定めがある場合はこの限りでない。
④　再入学に必要な事項は、別に定める。
（転研究科）
第21条　転研究科を願い出た学生については、転研究科を希望する研究科委員会における選考を経て、学長が許可する。
（転学）
第22条　他の大学の大学院に転学しようとする者は、その理由を記して、学長の承認を得なければならない。
②　転学に必要な事項は、別に定める。
（除籍）
第23条　学生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。
１　第４条に規定する在学年限を経過した者
２　所定の諸納付金の納付を怠り、その督促を受けてもなおこれを納入しない者

第４章　教育課程および履修方法

（教育方法）
第24条　本大学院の教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。
②　前項に規定する授業科目の授業および研究指導を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業等を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
（教育方法の特例）
第24条の２　本大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間もしくは時期において授業または研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うこ

とができる。

（担当教員）

第25条　各研究科における授業科目および研究指導を担当する教員は、常磐大学大学院教員資格審査規程（1989年３月17日）の要件に該当する本大学院の専任教員をもってこれに充てる。ただし、特別の事情があるときは、兼任講師に委嘱して担当させることができる。

（授業科目、単位数および履修の方法）

第26条　本大学院における授業科目は、必修科目、選択科目および自由科目とし、各授業科目の単位数は、次のとおりとする。

１　別表１　人間科学研究科　修士課程

２　別表２　人間科学研究科　博士課程（後期）

３　別表３　看護学研究科　修士課程

②　前項に規定するもののほか、各授業科目の履修方法について必要な事項は、別に定める。

（研究指導教員の決定）

第27条　本大学院における研究指導教員の決定は、次により行う。

１　学生は、入学許可後所定の期日までに、主たる専攻領域として希望する領域の中から研究指導教員を定め、研究科委員会の承認を得なければならない。

２　研究指導教員の変更は、原則として認めない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て認めることがある。

②　前項に規定するもののほか、研究指導に関する細則は、別に定める。

（研究指導）

第27条の２　研究指導は、原則として前条により決定した研究指導教員のもとで行う。

②　前項に規定するもののほか、当該研究科委員会の議を経て学長が研究上有益と認めるときは、学生が他の大学院または研究所等において必要な研究指導を受けることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は一年を超えないものとする。

③　前２項に規定するもののほか、各研究科の研究指導に関する細則は、別に定める。

（単位の認定）

第28条　授業科目を履修した者に対しては、試験その他の方法によって、その合格者に所定の単位を与える。

（単位の計算方法）

第29条　各授業科目の単位数は、１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によって計算する。

１　講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で行う授業をもって１単位とする。

２　実験、実習および実技については、30時間から45時間までの範囲で行う授業をもって１単位とする。

②　前項の規定にかかわらず、学位論文等に係る授業科目についてはこれらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位を定める。

（他大学との交流）

第30条　教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院とあらかじめ協議の上、当該他大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

②　人間科学研究科において、前項の規定により履修した授業科目の単位のうち、本大学院において履修したものとみなすことができる単位数は、修士課程は15単位、博士課程（後期）は10単位を超えないものとする。

③　看護学研究科修士課程において、第１項の規定により履修した授業科目の単位のうち、本大学院において履修したものとみなすことができる単位数は、15単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第30条の２　本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、研究科委員会の議を経て、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、修了に必要な単位数に算入することができる。

②　人間科学研究科において、前項の規定により、修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、本大学院において修得した単位以外のものについては合わせて修士課程は10単位、博士課程（後期）は８単位を超えないものとし、また、修士課程においては、前条の規定により、本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

③　看護学研究科修士課程において、第１項の規定により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、本大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとし、また、前条の規定により、本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

（学習の評価）

第30条の３　成績は、Ｓ、Ａ、Ｂ、ＣまたはＤをもって表し、Ｓ、Ａ、ＢおよびＣを合格とする。

②　成績評価の基準については、別に定める。

（教員免許状授与の所要資格の取得）

第31条　高等学校教諭一種免許状および中学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許教科に係る高等学校教諭専修免許状および中学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）および教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

②　本大学院の人間科学研究科において、取得できる教員免許状授与の所要資格は、次のとおりとする。

１　高等学校教諭専修免許状　（公民）

２　中学校教諭専修免許状　（社会）

（公認心理師試験受験資格の取得）

第31条の２　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において、心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業した者で、公認心理師試験の受験資格を取得しようとする者は、公認心理師法（平成27年法律第68号）および公認心理師法施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第３号）に定める科目および単位を修得しなければならない。

第５章　修了要件および学位

（修了要件）

第32条　修士課程の修了要件は、本大学院に２年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、研究科委員会の議を経て学長が認めた場合に限り、この課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

②　前項の場合において、修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

③　博士課程（後期）の修了要件は、本大学院に３年以上在学し、24単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、研究科委員会の議を経て学長が認めた場合に限り、この課程に１年以上在学すれば足りるものとする。なお、修士課程を１年で修了した者の博士課程（後期）の在学期間は、２年以上とする。

（入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮）

第32条の２　看護学研究科において、第30条の２の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院の修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して１年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも１年以上在学するものとする。

②　前項に規定するもののほか、入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮に関し必要な事項は、別に定める。

（学位の授与）

第33条　修士課程の修了要件を満たした者に対して、学長は、研究科委員会の議を経て、次の学位を授ける。

１　人間科学研究科　修士（人間科学）

２　看護学研究科　修士（看護学）

②　博士課程（後期）の修了要件を満たした者に対して、学長は、研究科委員会の議を経て、次の学位を授ける。

博士（人間科学）

③　前項以外の者で、学位論文を提出して博士の学位の授与を申請する者があるときは、常磐大学学位規程（1989年３月17日）の定めるところによりこれを受理する。

④　前項の規定により学位論文を提出し、その審査に合格し、かつ、博士課程（後期）を修了した者と同等以上の学力があると認めた者に対して、学長は、研究科委員会の議を経て、次の学位を授ける。

博士（人間科学）

（学位規程）

第34条　学位論文の審査、最終試験および学位の授与については、常磐大学学位規程の定めるところによる。

第６章　入学金、在籍料およびその他の納付金

（入学検定料、入学金および在籍料）

第35条　本大学院に入学を志望する者は、入学検定料を納入しなければならない。

②　入学金および在籍料は、別表４に規定するとおりとする。

③　入学検定料、入学金および在籍料の取扱いは、別に定める。

④　在籍料のうち基本料は、在学する期間中、休学期間を含めて、毎年度同一額とする。

（実験実習等に関する費用）

第36条　実験実習等に関する費用を徴収する場合は、別に定める。

（編入学生の納付金）

第37条　編入学生の入学金、在籍料およびその他の納付金は、当該年度、新入生の費用と同一額とする。

（休学期間中の費用）

第38条　休学期間中の者は、該当学期の在籍料のうち履修費を免除する。

（納付金の不還付）

第38条の２　既に納入した本章に定める費用は、原則として返還しない。ただし、入学手続を完了した者が、やむを得ない理由により、所定の手続に則り、入学辞退届を提出した場合は、入学金を除く在籍料を返還するものとする。

第７章　科目等履修生、委託生、研究生および外国人学生

（科目等履修生）

第39条　本大学院の学生以外の者で、本大学院が開設する授業科目のうち一または複数の授業科目を選んで履修しようとする者があるときは、学長は本大学院の授業および研究に妨げのない限り、研究科委員会において選考の上、科目等履修生として在籍を許可することがある。

②　科目等履修生が履修した授業科目については、第28条の規定を準用し、所定の単位を与える。

③　前２項に規定するもののほか、科目等履修生に関する規則は、別に定める。

（委託生）

第40条　他大学の大学院その他の委託により、本大学院における授業科目の履修を希望する者があるときは、学長は研究科委員会において選考の上、在籍を許可することがある。

②　履修科目の試験に合格したときは、単位修得証明書を交付する。

③　委託生の選考料、登録料、在籍料および履修費については、別に定める。

④　委託生については、本学則を準用する。

⑤　委託生に関する細則は、別に定める。

（研究生）

第41条　本大学院学生以外の者で特定の研究を希望する者があるときは、学長は研究科委員会において選考の上、在籍を許可することがある。

②　研究生の選考料、登録料、在籍料および履修費についてはは、別に定める。

③　研究生については、本学則を準用する。

④　研究生に関する細則は、別に定める。

（外国人学生）

第42条　外国人で入学を志願する者があるときは、学長は、研究科委員会において選考の上、修学を許可することがある。
②　外国人学生の入学検定料、入学金および在籍料については、第35条に規定するとおりとする。
③　外国人学生については、本学則を準用する。
④　外国人学生に関する細則は、別に定める。

第８章　賞罰

（表彰）

第43条　学長は、品行方正で学術優秀の者または他の学生の模範とすべき篤行のあった者を、研究科委員会の議を経て、表彰する。

（懲戒）

第44条　学長は、建学の精神および本大学院教育の趣旨に背き、学生の本分に反する行為のあった者を、研究科委員会の議を経て、懲戒する。
②　懲戒は、譴責、停学および退学とする。
③　懲戒に関する規則は、別に定める。

第９章　研究・教育施設

（付置施設）

第45条　臨床心理学に関する研究教育および臨床心理士の養成を目的として、心理臨床センターを置く。
②　前項のほか、本大学院に研究教育の充実および発展のために必要な施設を置く。
③　付置施設に関し、必要な事項は別に定める。

附　則

1　この学則の改廃には、研究科委員会の審議を必要とする。
2　この学則は、文部大臣の認可の日から施行する。
3　本学則第29条第１項および第２項の改正条項は、1989年度から適用する。
4　本学則第31条の改正条項は1991年度から、第24条別表および第33条第１項の改正条項は1992年度入学生から適用する。
5　本学則第33条第１項第１号は1993年度入学生から、第８条、第９条、第24条別表１の改正条項は、1993年度から、第３条第１項、同条第３項、第４条第１項、同条第２項、第５条、第11条第２項、第24条第２号、第25条、第30条第２項、第31条第２項、第33条第２号および同条第３項の博士課程設置に係る改正条項は、文部大臣承認の日から適用する。
6　本学則第10条、第22条別表１、第29条第２項および第33条第１項第３号の改正条項は1994年度入学生から適用する。
7　本学則第33条第１項第３号の改正条項は1995年度入学生から適用する。
8　本学則第33条第１項第２号および第３号の改正条項は1996年度入学生から適用する。
9　本学則第９条および第36条の改正条項は1997年度から、第33条第１項第２号および第３号の改正条項は1997年度入学生から適用する。
10　本学則第33条第１項第３号の改正条項は1998年度入学生から適用する。
11　本学則第31条改正条項は、2000年度から施行し、第24条別表１および同別表２の改正条項は、2000年度入学生から適用する。
12　本学則第33条第１項第１号および第３号の改正条項は、2001年度入学生から適用する。
13　本学則第11条の改正条項は、2001年３月26日から施行し、2001年１月６日から適用する。

14　本学則第24条の改正条項は、2003年度入学生から適用する。
15　本学則第43条の改正条項は2003年度から、第１条、第２条、第５条、第22条の２、第24条別表３、第25条、第29条、第30条および第33条第１項のコミュニティ振興学研究科設置に係る改正条項は文部科学大臣の認可の日から、第６条第３項第５号、第11条、第27条および第37条の改正条項は2004年度から、第24条別表１および別表２の改正条項は2004年度入学生から適用する。
16　本学則第２条、第５条、第６条第１項ないし第４項、同条第３項第７号、第20条、第21条、第26条別表３、第27条、第31条第２項および第33条第１項の改正条項は、2005年度から適用し、第26条別表１・別表２、第32条第１項、第35条第１項第３号、同条第２項および第38条の改正条項は、2005年度入学生から適用する。
17　本学則第26条、第29条第２項、第30条の３、第35条の改正条項は2006年度から適用し、第26条別表１・２・４、第30条の２および第35条の改正条項は、2006年度入学生から適用する。
18　本学則第３条、第４条、第５条、第６条、第11条、第17条、第30条の２、第32条、第33条の改正条項は2007年度から適用し、第26条別表１・４、第27条、第35条第２項別表学費一覧の改正は、2007年度入学生から適用する。
19　本学則第１条の２、第３条の２、第14条、第15条の２、第15条の３および第30条の３の改正条項は、2008年度から適用し、第26条別表１、同別表３、第31条および第38条の２の改正条項は、2008年度入学生から適用する。
20　本学則の全文表記見直しに伴う改正は、2009年４月１日から適用し、第26条別表２および別表４の改正条項は、2009年度入学生から適用する。
21　本学則第35条別表５の改正条項は、2010年度入学生から適用する。
22　本学則第26条別表３の改正は、2011年度入学生から適用する。
23　本学則第26条別表４の改正は、2012年度入学生から適用する。
24　本学則第５条、第26条、第30条の３、第33条第２項、第33条第４項および第35条第２項の改正条項は、2013年度入学生から適用し、第33条第４項の改正条項は、2013年度から適用する。
25　本学則第27条、第27条の２および第45条の改正条項は、2014年度から適用する。
26　本学学則第４条の２および第35条別表６の改正は、2013年12月１日から適用する。
27　本学学則第６条、第10条、第11条、第13条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第25条、第27条の２、第32条、第35条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条、第44条および附則第１号の変更は、2015年４月１日から適用し、第26条の別表１、別表２、別表３および別表５ならびに第32条第１項に規定する修了要件の単位数の改正は、2015年度入学生から適用する。
28　本学則第６条の改正条項は2016年度から適用し、第２条、第３条の２、第５条、第21条、第26条、第27条、第27条の２、第31条、第32条、第33条および第35条の改正条項は2016年度入学生から適用する。なお、第５条に規定する学生定員は、2015年度から2018年度までは、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	2015年度		2016年度		2017年度		2018年度	
			入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間科学研究科	人間科学専攻	修士	10	20	10	20	10	20	10	20
		博士(後期)	4	12	2	10	2	8	2	6
被害者学研究科	被害者学専攻	修士	10	20	—	10	—	—	—	—
		博士(後期)	3	9	—	6	—	3	—	—
コミュニティ振興学研究科	コミュニティ振興学専攻	修士	10	20	—	10	—	—	—	—

29　被害者学研究科被害者学専攻およびコミュニティ振興学研究科コミュニティ振興学専攻は2016年度から募集停止し、在籍者がいなくなった時をもって廃止して本学則第２条、第３条の２、第５条、第６条、第21条、第26条、第27条、第27条の２、第31条、第32条、第33条および第35条を適用する。

30　本学則第33条（学位の授与）について、2015年度以前の入学生は、経過措置として従前の以下の内容を適用する。

修士課程 　1　被害者学研究科　修士（被害者学） 　2　コミュニティ振興学研究科　修士（コミュニティ振興学） 博士課程（後期） 　1　被害者学研究科　博士（被害者学）

31　本学則第26条別表１および第31条の２の改正条項は、2018年度入学生から適用する。
32　本学則第26条別表１の改正条項は、2020年度入学生から適用する。
33　本学則第８条の改正条項は、2021年度から適用する。
34　本学則第26条別表１の授業科目名称の変更は、2021年度から適用し、第４条、第16条、第17条、第23条、第24条、第26条、第26条別表１備考、第30条、第30条の２、第32条、第35条、第35条別表３、第36条、第37条、第38条、第38条の２、第40条、第41条および第42条の改正条項は、2021年度入学生から適用する。
35　本学則第２条、第３条の２、第５条、第21条、第25条、第26条、第26条別表３、第27条の２、第30条、第30条の２、第31条、第32条の２、第33条、第35条および第35条別表４の改正条項は、2022年度入学生から適用する。

別表１（第26条関係）

人間科学研究科修士課程

授業科目の区分	授業科目	授業の方法	単位数		備考
			必修	選択	
共通	人間科学の方法論研究	演習	2		
	人間科学合同演習	演習	1		
	人間科学合同特別演習	演習	1		
	修士論文研究	演習	4		
	修士論文特別研究	演習	4		
第Ⅰ領域 人間の発達と適応	生命科学特論	講義		2	
	生命科学演習	演習		2	
	生命科学特別演習	演習		2	
	公衆衛生科学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開A）	講義		2	
	公衆衛生科学演習	演習		2	
	発達心理学特論	講義		2	
	認知心理学特論	講義		2	
	認知心理学演習	演習		2	
	学習心理学特論	講義		2	
	学習心理学演習	演習		2	
	人格心理学特論	講義		2	
	人格心理学演習	演習		2	
	行動適応学特論	講義		2	
	心障心理学特論	講義		2	

	教育学特論Ⅰ	講義		2	
	教育学特論Ⅱ	講義		2	
	教育学特論Ⅲ	講義		2	
	教育学特論Ⅳ	講義		2	
	教育学演習Ⅰ	演習		2	
	教育学演習Ⅱ	演習		2	
	教育学演習Ⅲ	演習		2	
	教育学演習Ⅳ	演習		2	
第Ⅱ領域人間と社会・コミュニケーション	社会学特論	講義		2	
	地域社会学特論	講義		2	
	地域社会学演習	演習		2	
	地域振興特論	講義		2	
	地域振興演習	演習		2	
	家族社会学特論	講義		2	
	家族社会学演習	演習		2	
	産業・労働社会学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	講義		2	
	産業・労働社会学演習	演習		2	
	産業・労働社会学特別演習	演習		2	
	社会心理学特論	講義		2	
	社会心理学演習	演習		2	
	地域福祉特論	講義		2	
	地域福祉演習	演習		2	
	被害者学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	講義		2	
	被害者学演習	演習		2	
	コミュニケーション論特論	講義		2	
	コミュニケーション論演習	演習		2	
	マス・コミュニケーション論特論	講義		2	
	マス・コミュニケーション論演習	演習		2	
	マス・コミュニケーション論特別演習	演習		2	
	情報と社会特論	講義		2	
	情報と社会演習	演習		2	
第Ⅲ領域臨床心理学	臨床心理学特論Ⅰ	講義		2	
	臨床心理学特論Ⅱ	講義		2	
	臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	講義		2	
	臨床心理面接特論Ⅱ	講義		2	
	臨床心理査定演習（心理的アセスメントに関する理論と実践）	演習		2	
	臨床心理査定特別演習	演習		2	

	臨床心理基礎実習	実習		2	
	臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習）	実習		2	
	臨床心理実習Ⅱ	実習		2	
	臨床心理学研究法特論	講義		2	
	臨床心理学演習	演習		2	
	臨床人格心理学特論	講義		2	
	臨床発達心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	講義		2	
	臨床学習心理学特論	講義		2	
	臨床家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	講義		2	
	臨床心理関連行政論特論	講義		2	
	臨床精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開B）	講義		2	
	臨床健康医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開C）	講義		2	
	障害者（児）心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	講義		2	
	投映法特論	講義		2	
	心理療法特論	講義		2	
	ケース・カンファレンス特論Ⅰ	講義		2	
	ケース・カンファレンス特論Ⅱ	講義		2	
	ケース・マネジメント実習Ⅰ（心理実践実習）	実習		2	
	ケース・マネジメント実習Ⅱ（心理実践実習）	実習		2	
	心の健康教育に関する理論と実践	講義		2	
計			12	142	

別表２（第26条関係）

人間科学研究科博士課程（後期）

授業科目の区分	授業科目	授業の方法	単位数		備考
			必修	選択	
共通	人間科学研究法	演習	2		Ⅰ～Ⅱの領域の中から1領域を選択し、14単位以上を修得しなければならない。なお、他領域単位
	博士論文研究	演習	4		
	博士論文特殊研究	演習	4		
Ⅰ領域人間の発達と適応	生命科学特殊研究	講義		2	
	生命科学特殊演習	演習		2	
	公衆衛生科学特殊研究	講義		2	
	公衆衛生科学特殊演習	演習		2	
	発達心理学特殊研究	講義		2	
	認知心理学特殊研究	講義		2	
	認知心理学特殊演習	演習		2	
	学習心理学特殊研究	講義		2	

	学習心理学特殊演習	演習		2	を6単位まで含めることができる。
	臨床心理学特殊研究	講義		2	
	精神医学特殊研究	講義		2	
	教育学特殊研究	講義		2	
	教育学特殊演習	演習		2	
	教育心理学特殊研究	講義		2	
Ⅱ領域人間と社会・コミュニケーション	社会学特殊研究	講義		2	
	家族社会学特殊研究	講義		2	
	家族社会学特殊演習	演習		2	
	地域社会学特殊研究	講義		2	
	地域社会学特殊演習	演習		2	
	産業・労働社会学特殊研究	講義		2	
	産業・労働社会学特殊演習	演習		2	
	社会心理学特殊研究	講義		2	
	コミュニケーション特殊研究	講義		2	
	コミュニケーション特殊演習	演習		2	
	情報と社会特殊研究	講義		2	
	情報と社会特殊演習	演習		2	
	被害者学特殊研究	講義		2	
	被害者学特殊演習	演習		2	
	地域振興特殊研究	講義		2	
	地域振興特殊演習	演習		2	
	地域福祉特殊研究	講義		2	
	地域福祉特殊演習	演習		2	
計			10	64	

別表３（第26条関係）

看護学研究科修士課程

授業科目の区分	授業科目	授業の方法	単位数			備考
			必修	選択	自由	
共通科目	大学院教育導入論	講義			1	
	高等教育のための科学的リテラシー	講義		2		
	高等教育のための情報リテラシー	講義		2		
	生涯人間発達科学	講義		1		
	看護英語論文クリティーク	演習		1		
専門支持科目	看護理論と関連科学	講義		2		
	看護倫理とコンサルテーション論	講義		2		
	医療の質改善と情報科学	講義		2		
	看護政策論	講義		2		

			実践看護管理論	講義		2	
			実践現場での教育と指導	講義	2		
			エビデンスに基づく実践のための研究	講義	2		
			文献検討	演習		2	
			看護研究方法論	講義		2	
			フィジカルアセスメント	演習		2	
			病態生理学	講義		2	
			臨床薬理学	講義		2	
専門科目	基盤看護分野	看護管理教育学領域	看護管理教育学特論	講義		2	
			看護管理教育学演習	演習		2	
			看護管理教育学特別研究	演習		4	
			看護管理教育学実践課題研究	演習		4	
	広域看護分野	精神・地域在宅看護学領域	精神・地域在宅看護学特論	講義		2	
			精神看護学演習	演習		2	
			地域在宅看護学演習	演習		2	
			精神専門看護学特論Ⅰ	講義		2	
			精神専門看護学特論Ⅱ	講義		2	
			精神専門看護学特論Ⅲ	講義		2	
			精神専門看護学特論Ⅳ	講義		2	
			精神専門看護学特論Ⅴ	講義		2	
			精神専門看護学特論Ⅵ	講義		2	
			精神専門看護学演習Ⅰ	演習		2	
			精神専門看護学演習Ⅱ	演習		2	
			精神・地域在宅看護学特別研究	演習		4	
			精神・地域在宅看護学実践課題研究	演習		4	
			精神専門看護プロジェクト	演習		2	
	生涯発達看護分野	母子看護学領域	母子看護学特論	講義		2	
			母性看護学演習	演習		2	
			小児看護学演習	演習		2	
			小児専門看護学特論Ⅰ	講義		2	
			小児専門看護学特論Ⅱ	講義		2	
			小児専門看護学特論Ⅲ	講義		2	
			小児専門看護学特論Ⅳ	講義		2	
			小児専門看護学特論Ⅴ	講義		2	
			小児専門看護学演習Ⅰ	演習		2	
			小児専門看護学演習Ⅱ	演習		1	
			小児専門看護学演習Ⅲ	演習		1	

			母子看護学特別研究	演習		4		
			母子看護学実践課題研究	演習		4		
			小児専門看護プロジェクト	演習		2		
		成人高齢者看護学領域	成人高齢者看護学特論	講義		2		
			成人高齢者看護学演習	演習		2		
			成人高齢者看護学特別研究	演習		4		
			成人高齢者看護学実践課題研究	演習		4		
	実習科目		高度実践実習（リーダーシップ）	実習		2		
			高度実践実習（教育）	実習		2		
			精神専門看護学実習Ⅰ	実習		2		
			精神専門看護学実習Ⅱ	実習		2		
			精神専門看護学実習Ⅲ	実習		4		
			精神専門看護学実習Ⅳ	実習		2		
			精神専門看護学実習Ⅴ	実習		2		
			小児専門看護学実習Ⅰ	実習		2		
			小児専門看護学実習Ⅱ	実習		4		
			小児専門看護学実習Ⅲ	実習		4		
計					4	138	1	

別表４（第35条関係）

学費一覧

（単位：円）

				人間科学研究科	看護学研究科
博士課程（後期）	在籍３年間	入学金		90,000	
		在籍料（年額）	基本料	180,000	
			履修費	540,000	
		計		810,000	
	在籍４年目以降	在籍料	基本料	180,000	
			履修費（１単位当たり）	30,000	
修士課程	在籍２年間	入学金		120,000	120,000
		在籍料（年額）	基本料	180,000	180,000
			履修費	540,000	900,000
		計		840,000	1,200,000
	在籍３年目以降	在籍料	基本料	180,000	180,000
			履修費（１単位当たり）	30,000	50,000

（１）長期履修学生の在籍料（年額）については、以下のとおりとする。

１　長期履修学生とならずに修業年限まで在籍した場合において、本学に納入する在籍料総額から、既納入金額を減じた額を、長期履修学生として認められた在籍年数で除した額とする。

２　１の規定により算出した在籍料（年額）に千円未満の端数が生じる場合には、千円単位で切

り上げる。ただし、当該処理により生じた在籍料総額に対する超過額については、長期履修学生として認められた最初の年度の在籍料を減じることにより調整する。

3　長期履修学生の履修期間の短縮が認められた場合は、修業年限までの合計額から既納入額を控除した額を修了までに納入するものとする。

4　長期履修学生が、認められた履修期間において修了することができず、その履修期間後も継続して在籍する場合は、博士課程（後期）においては、在籍４年目以降の在籍料を、修士課程においては、在籍３年目以降の在籍料を納めるものとする。

5　長期履修学生が、長期履修学生として在学中に退学し、かつ、再入学を希望した場合は、再入学する年次に在籍する学生と同一の在籍料から、既納入金額を減じた額を、再入学後に長期履修学生として認められた在籍年数で除した額とする。

〇常磐大学大学院研究科委員会規程

1989年３月17日

研究科委員会

改正　2008年11月18日

2008年12月10日

2008年12月10日

2012年７月12日

2013年７月19日

2013年11月８日

2015年６月４日

（趣旨）

第１条　この規程は、常磐大学大学院学則（1989年３月17日。以下「学則」という。）第６条第２項に基づき、常磐大学の各研究科に置く研究科委員会の運営について、必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第２条　研究科委員会は、学則第６条第３項に掲げる事項のほか、当該研究科における教育研究に関する次の事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

１　研究科に関する諸規程の制定および改廃に関すること。

２　研究科に所属する研究指導教員の資格審査に関すること。

３　研究科の授業科目、単位および履修方法に関すること。

４　授業担当教員に関すること。

５　学位論文の審査および最終試験に関すること。

６　退学、休学、復学、転研究科、転学および除籍に関すること。

７　科目等履修生、委託生、研究生および外国人学生に関すること。

８　学生の厚生補導に関すること。

９　学生の表彰および懲戒に関すること。

１０　その他研究科に関すること。

（構成）

第３条　研究科委員会は、研究科長ならびに研究科に所属し、研究指導教員として認められた専任教員および学則第25条に定める兼任講師のうち、学長の指名する者をもって構成する。

（陪席）

第４条　法人および教学の各所掌責任者は、研究科委員会の求めに応じ、所管事項に関する説明を行うものとする。

② その他議長が必要と認めた者に対し、その都度研究科委員会への陪席を求め、意見または説明を聞くことができる。

（招集および議長）

第５条 研究科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。

② 研究科長に事故があるときは、あらかじめ研究科長の指名する者が、その職務を代行する。この場合において、代行者は議決権を有するものとする。

③ 研究科委員会は、原則として夏季休暇中を除き毎月１回招集するものとし、研究科長が必要があると認める場合は、臨時に開くことができる。

④ 研究科長は、構成員の３分の２以上の要求があった場合、研究科委員会を招集しなければならない。

（成立要件および議決）

第６条 研究科委員会は、構成員の３分の２以上の出席を必要とする。ただし、該当議事につき書面をもってあらかじめ意思を明らかにした者は、出席者とみなす。

② 研究科委員会における議決には、特に定めのあるもののほか、出席委員の過半数の賛成を必要とする。

③ 次の各号に掲げる者は、前各項に掲げる構成員に含めないものとする。

１ 常磐大学・常磐短期大学就業規則（1982年８月24日。以下「就業規則」という。）第15条の規定に基づく休職期間中の者

２ 就業規則第37条第８号に規定する特別休暇を受けている者

３ 就業規則第38条に規定する病気休暇期間中の者

４ 就業規則第39条に規定する育児休業期間中の者

５ 就業規則第40条に規定する介護休業期間中の者

６ 就業規則第70条第３号および第４号に規定する懲戒を受けている者

７ 海外渡航中の者

８ 常磐大学・常磐短期大学サバティカル規程に基づくサバティカル適用者

（議事録）

第７条 議長は、研究科委員会開催の日時、場所および議決事項ならびにその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

② 議事録は、原則として直近の研究科委員会において確認し、学事センターが保管する。

（議案の提出）

第８条 議長は、各関連機関に対し、案件提出を求めることができる。

② 案件提出を求められた機関は、緊急の場合を除いて開催の日の１週間前までに、学事センターに提出するものとする。

（事務）

第９条　研究科委員会の事務は、学事センターが担当する。

附　則

１　この規程の改廃には、教学会議構成員の３分の２以上の賛成を必要とする。

２　この規程は、文部大臣の認可の日から施行する。

３　この規程の規程名の改正は、コミュニティ振興学研究科設置に係る文部科学大臣の認可の日（2003年11月27日）から適用し、第４条第１項第７号の改正条項は、2004年４月１日から適用する。

４　この規程の第２条の改正条項は2005年４月１日から適用する。

５　この規程の第１条、第２条第１項、第３条第２、３項、第４条第２項、第５条、第６条、第７条および第８条の改正条項は、2006年10月18日から適用する。

６　この規程の第３条第３項および第７条の改正条項は、2008年12月10日から適用する。

７　この規程の第３条の改正条項は2012年７月12日から適用する。

８　この規程の改正条項は、2013年11月８日から施行し、2013年９月５に遡及して適用する。

９　この規程の第１条、第２条、第４条、第６条および第８条の改正条項ならびに第３条第２項の削除は、2015年４月１日に遡及して適用し、第３条の改正条項は、2016年４月１日から適用する。